

2023 年度日本協同組合学会第 43 回秋季研究大会

個別論題報告・テーマセッション 要旨集

Ver.2.1

2023 年度日本協同組合学会第 43 回秋季研究大会
個別論題報告・テーマセッション タイムテーブル
2023 年 9 月 10 日(日)開催

個別論題報告 1 報告 30 分（報告 20 分、質疑 10 分）

報告 No.	会場	時間	座長	演題	報告者	所属	
追加	第 1 会場	9:30-10:00	杉本貴志 (関西大学)	社会的連帯経済へ ワーカーズ・コレクティブの改革と転換	中村久子	ワーカーズ・コレクティブ協会	
					上田祐子	ワーカーズ・コレクティブ協会	
1		10:00-10:30		地域包括ケアにおける医療生協の「コミュニティへの関与」—医療生協さいたまの組合員・地域社会との協同—	竹野政史	明治大学大学院政治経済学 研究科経済学専攻博士後期 課程	
2		10:30-11:00		大学生協の持続的発展と個別生協事業業績可視化の重要性	仲田 秀	法政大学大学院政策科学研究科	
3		11:00-11:30		協同組合における外国人雇用の現状と課題	神田すみれ	地域と協同の研究センター/ 愛知県立大学生涯発達研究所	
4		11:30-12:00		北川太一 (摂南大学)	インターカレッジコープにおける組織活動に関する考察—東京インターカレッジコープの学生活動を中心に—	石毛昭範	拓殖大学
						椎葉尚之	(元)東京インターカレッジコープ理事
5		第 2 会場		10:00-10:30	小山良太 (福島大学)	果樹産地の農協における選果場(共選)統合と産地運営—愛媛県の果樹地帯を事例として—	板橋衛
6	10:30-11:00		JA における再雇用職員の現状と課題	星野愛花里		北海道大学大学院農学研究院	
7	11:00-11:30		多木誠一郎 (小樽商科大学)	生産者協同組合の経営と有限責任制度—1852 年産業節約組合法の成立から 1862 年法改正まで—		阿高あや	日本協同組合連携機構/東京大学大学院学際情報学府
8		11:30-12:00	栗本 昭 (JCA)	韓国協同組合学会特別報告: An Exploratory Study on Factors Affecting the Survival of Cooperatives in South Korea	リ・サンユン (LEE, Sang-Yun)	聖公会大学 (Sungkonghoe University)	

テーマセッション 120 分（報告 90 分、質疑 30 分）

9	第 1 会場	13:00-15:00	伊丹謙太郎 (法政大学)	未来に向けて保存すること—組合運動における芸術・建築の役割	穎原澄子	千葉大学大学院工学研究院
					藤本貴子	法政大学デザイン工学部
					木原進	株式会社梅ノ木文化計画

社会的連帯経済へワーカーズ・コレクティブの改革と転換

特定非営利活動法人 ワーカーズ・コレクティブ協会

中村久子 上田祐子

今年 5 月ダカール GSEF2023 グローバル社会連帯経済フォーラムにおいて、日本から座間市（神奈川）における共同企業体受託事業「はたらっく・ざま」について、「就労支援」をテーマとしたセッションで発表を行った。GSEF は、包括的で持続可能な地域開発を達成するための手段として、社会連帯経済(SSE)の促進に従事する地方自治体と市民社会ネットワークによる国際協会で、体系的な変化は市民社会と官民セクターの間のパートナーシップに基づいて、まず地方レベルから始まると考えている。「はたらっく・ざま」においては生活クラブ生協やワーカーズ・コレクティブが同じ目的のためにコンソーシアムを設立し、「はたらっく・ざま」の事業を受託した。

この共同企業体は自治体とのパートナーシップに基づき、困窮者支援事業を通じて多くの市民参加による持続可能な社会づくりに貢献している。コンソーシアムでの公共事業の受託は、協同労働の実践モデルの 1 つである。2022 年 10 月労働者協働組合法が施行され、この法律を契機に 2023 年 4 月、神奈川のワーカーズ・コレクティブ運動のさらなる発展をめざし、生活クラブ神奈川、神奈川ワーカーズ・コレクティブ連合会、NPO 法人ワーカーズ・コレクティブ協会の 3 者は「新しい公共を拓き、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現をするため、ワーカーズ・コレクティブ（協同労働）を真ん中に置く地域社会づくりをすすめる」という理念を掲げ「ネットワーク型の新たな中間支援組織」の設立を構想し、現在設立準備を進めている。この中間支援組織では、① 非営利・協同のネットワークを強めること② ソーシャルキャピタル（社会関係資本）をつなぎ合わせ、それを生かす役割を担うこと③ 市民が主体となり多様な活動、事業を生み出すこと。④ 社会的連帯経済の実態作りを進め、発展させることで持続可能な社会づくりを目指している。

このような運動展開は、2004 年に「利益優先の市場経済社会の中で、非営利市民事業と言う新しい分野を拓き、大勢の市民の参加による新しい公共の実現を目指す」ことを目的に設立されたワーカーズ・コレクティブ協会の実践の積み重ねの到達点と言える。女性中心の働くニーズから、障がい、若者、困窮など生きにくさを抱える人たちの就労支援と生活の立て直しに市民を巻き込み、自治体との連携で支援する試みに進化させてきたワーカーズ・コレクティブの中間支援組織による 20 年にわたる活動経過を踏まえて報告する。

地域包括ケアにおける医療生協の「コミュニティへの関与」 ——医療生協さいたまの組合員・地域社会との協同——

竹野 政史

明治大学大学院政治経済学研究科経済学専攻博士後期課程

本報告では、医療福祉生協（医療生協）が組合員だけではなく地域社会や地域住民と協力・協同して地域包括ケアを実践していることに着目し、どのように「コミュニティへの関与」に取り組んでいるのかを考察したい。

医療生協は「自分たちの医療機関がほしい」という医療要求から始まり、初期のころから組合員と職員が協同して生活や労働のあり方をふまえた健康づくりを実践してきた。その実践は、住民（組合員）参加による地域の保健・医療の課題に取り組むものとして、班や支部という独自の組合員組織を発展させながら、共益的な保健活動や生活支援の相互扶助活動を推進してきた。こうした医療生協による実践は、1990年代半ば以降、組合員だけではなく地域社会全体の保健・医療・生活環境の課題に取り組む「地域まるごと健康づくり」として地域全体を対象にする活動へと広がり、現在でも医療生協運動の中心的課題として捉えられている。

今日、日本では深化する高齢化への対応が求められ、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアの構築が喫緊の課題となっている。とりわけ近年では、地域包括ケアが医療・介護専門職による多職種連携のネットワークづくりだけではなく、地域づくりを含むものとして求められているなかで、医療生協も医療生協らしい地域包括ケアの取り組みを模索してきた。

そこで本報告では、医療生協が生協の仕組みを活用しつつ、共益的組織の枠を超えて地域の多様な社会資源を結びつけながら活動を展開している点に着目し、事例として医療生協さいたま医療生活協同組合（医療生協さいたま）をとりあげて検討する。

医療生協さいたまは県内全域を定款範囲と定めた日本最大の医療生協である。その初期の頃から生活と社会的要因に着目する医療活動をしてきたが、近年では医療生協らしい地域包括ケアをめざして事業を再編し、組合員・職員だけの共益的な実践を超えた住民主体の保健活動や居場所づくり、生活支援の活動を展開している。さらに組合員と生協を結ぶ役割を担ってきた組織担当者を「まちづくりコーディネーター」と名称変更し、地域の課題を見つけ出し、地域の社会資源を結ぶ地域ネットワークの事務局的な役割を担おうとしている。本報告ではこうした事例の考察を通じて、いかにして医療生協が地域社会において媒介的な役割を發揮し、協同組合原則の「コミュニティへの関与」を実体化しているかについて検討したい。

大学生協の持続的発展と個別生協事業業績可視化の重要性

仲田 秀

法政大学大学院政策科学研究科

博士後期課程 2014 年度満期 修了

大学生協は大学ごとの組織文化に対応しながら、社会経済の影響を主体的に受け止めて事業を行う自立的組織として各個別理事会が運営責任を持つ。大学ごとの小さな個別事業法人であって、その事業の安定運営は、その生協の組合員に必要な事業に必要な時に投資できる権利と活発な組合員活動を保障する。健全な事業経営業績は、持続可能な大学生協事業の何より重要な条件である。

筆者は昨年 42 回大会個別論題で「大学生協経営業績経年変化の可視化から見えるものその 3」（～2021 年までの分析）を発表した。これは、コロナ禍で組合員が授業形態の変化などで受けた暮らしと生活の困難、生協事業が受けた困難が、どのように経営数字に影響しているかを検討したものである。2018 年 38 回大会の「大学生協経営業績経年変化の可視化から見えるものその 1」（1980 年～2009 年対象）、2019 年第 39 回大会でその 2（事例に基づいて事業業績とその組織状況の関係を分析した）に次ぐものであった。2021 年、供給高は全体で 12.2%（当年実績比）と、伸長したとは言えず、供給減少に合わせた経費を抑える方法で経常剰余をプラスにした生協数を 34.6%に引き上げた。この年は踏み止まったにすぎない。「大学生協の規模と累積赤字生協数の推移」を活用してみると、「大学生協数に対する累積赤字数欄で全国値を平均と見て、より高い%はその分類規模の課題に困難が大きことを示し、より低い%は克服が進んでいるとみることができる。」というのが第 42 回大会そして昨年報告の要旨であった。そして、昨年 12 月、協同組合研究 第 42 巻第 2 号で伊丹謙太郎氏の〈書評〉を筆者論文集「大学生協の持続的発展について―大学生協における理事会のリーダーシップと経営業績―」（2020.7 発行）が掲載された。

今回の個別論題は、大学生協の 2022 年実績数値を使って、最新の大学生協事業経営分析を行うものである。大学生協は 22 年になって、大学の対面授業も回復し、全体として供給高は 2019 年比の 76%に、事業収入も 2019 年対比 100 億円減まで回復したが、食分野が 85 億円マイナスの状況である。この状況で、共済譲渡の剰余分配金106 万円と助成金7 億円が入り当期剰余は78.5 億円の黒字となった。その意味と今後の課題を各生協事例を見ながら検討していく。昨年大会で使用した 25 生協を対象として検討していく。

各大学生協の経営状況は、コロナ禍を超えて全国的に大きく回復したが、累積赤字を持つ生協数はまだ、20%弱存在する。それは、福武会長所感の全国展開が始まった時期、1980 年の数値に期せずして一致している。そして、大学生協の持続的発展のためには各理事会のリーダーシップが重要であることを筆者はのべており、そこを重視した展開がのぞまれる。理事会や総代会で討議しやすくするための一つとして、経営状況の可視化がまた重要であることを明らかにする。

「協同組合における外国人雇用の現状と課題」

神田すみれ

地域と協同の研究センター

愛知県立大学 生涯発達研究所

2022 年末現在、日本の在留外国人数は 307 万 5213 人、2021 年末から 31 万 4578 人増加している。厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所は、現在約 2%である日本の外国人人口は 2070 年には 10%に達すると推計した。協同組合でも外国人技能実習生を中心に外国人労働者の雇用が進んでいるが、農協以外の雇用状況、協同組合の多文化への取り組みについてはまだ研究が少ない。生協における外国人雇用の調査として、日本生活協同組合連合会が 2022 年に 69 の生協・事業連合を対象に「2030 環境・サステナビリティ政策進捗調査」を行っており「サステナビリティレポート 2022」に概要が紹介されている。この調査は国連のビジネスと人権に関する指導原則に則り、サプライチェーンにおける外国人労働者の実態、人権尊重と環境への配慮という観点から把握がされているが、多文化社会における外国人雇用という観点からの調査とは異なる。

多文化化が進行する社会の移行期に、生活協同組合は雇用、組合員参加、地域への関与、それぞれの切り口からその変化を意識し、どのように協同組合としての役割を担うのか。このような問題意識から、報告者は地域と協同の研究センターで全国の生活協同組合等を対象に外国人雇用に関するアンケート調査を行った。2022 年 6 月～8 月、全国 311 の生活協同組合等にアンケート用紙を郵送し、返信用封筒で回収、98 の組織から回答を得た。（回答率 31%）本報告では、このアンケート調査の結果から外国人雇用の概況と課題を明らかにし、組織内の多文化、地域への関わり、多文化共生社会の実現に向けた協同組合の役割を提示する。アンケートでは 26 の設問で、外国人雇用の有無、外国人雇用人数、出身国、採用年、雇用理由、住居の用意の有無、日本語教育の提供の有無、国や自治体に望む制度やサービスについて尋ねた。地域や職場における多文化社会との接点や関心については自由記述で課題意識や現状について回答を得た。

外国人雇用の有無を尋ねる設問では、全体として外国人の雇用は約 3 割と少ないことがわかった。外国人を雇用している組織はその理由として「人材不足」を、雇用したことがない組織は「人材が足りている」「特になし」を挙げており、人材不足が外国人の雇用の要因となっている。自由記述では、実際の雇用の経験から「違いを認め共に働く仲間として仕事をしている」「他の職員にいい影響を与えている」という前向きな記述がある一方で、雇用をしていない組織からは「言葉や慣習の違い」「慎重な検討を必要とする」という消極的な記述があった。また「生協が開かれたものになる必要がある」「地域社会の多文化共生について学習することが必要」という多文化社会に向けた生協としての役割を意識した記述が見られた。

調査結果から明らかになった全国の生活協同組合等の外国人雇用の実態を踏まえ、多文化社会に向かう日本社会の協同組合の外国人雇用と地域を含む多文化への取り組みについて考察する。

インターカレッジコープにおける組織活動に関する考察 —東京インターカレッジコープの学生活動を中心に—

石毛昭範（拓殖大学）

椎葉尚之（(元) 東京インターカレッジコープ理事）

インターカレッジコープ（以下インカレという）は、所属する学園に生協のない学生・教職員が、生協の商品・サービスを利用するために設立された、大学生協の一形態である。大学生協は原則として職域生協であるのに対し、インカレは多くが地域生協であり、都府県ごとに設立されていて、現在 5 組合ある。

インカレも大学生協であるから、「組合員による出資・利用・運営」という基本原則を有していることに変わりはない。しかし、大学生協のほとんどは 1 つの学園に本根を置き、その学園の構成員である学生・教職員が組合員であるのに対し、インカレの場合は複数の学園に所属する学生・教職員によって構成され、本根となる学園をもたないところがほとんどである（インカレの本部は、大学生協の地域拠点（大学生協〇〇会館）に置かれていることが多い。他方、生協直営の「サテライト店」を有するインカレもある）。従って、インカレと他の大学生協では利用や運営の形も異なり、運営を支える組織活動もまた異なった形で進めることになるのであって、抱える問題やその対応もインカレならではの特性を有しているのである。このため、他の大学生協と同じ方法では対応できない問題も非常に多い。もちろん、それぞれのインカレごとに独自の問題も多く存在することは事実であるが、共通性もまた多いといえる。インカレは定期的に意見交流の場を持っているおり、他のインカレの事例やその対応から学ぶことも少なくない。

本報告では、このような独自性を有する大学生協であるインカレの組織活動の現状や問題点について述べ、その中で、東京インターカレッジコープにおける学生活動の実態を見ることにより、このような現状と問題点に対してインカレがどのように対応しようとしているか、そこにはどのような困難があり、インカレ自身や他の組織（とりわけ大学生協の連帯組織＝大学生協連の地域ブロック）とどのような連携をもって対応しようとしているかといった点について考察していくこととしたい。

果樹産地の農協における選果場（共選）統合と産地運営

－愛媛県の果樹地帯を事例として－

板橋 衛*、星野愛花里**

(北海道大学大学院農学研究院*、北海道大学大学院農学院**)

果樹産地における選果場の位置づけは、単なる選別や荷造りのための施設ではなく、地域・産地におけるシンボルでもある。生産者と農協が協同して産地形成に取り組んできた果樹産地においては、選果場（共選）が生産・販売の単位であると同時に産地運営を通して築いてきた矜持を意味している。そのため、農協は合併しても共選は従来の産地単位で維持・運営されているケースがある。とはいえ、地域における生産力の減退、選果施設の老朽化、施設運営の採算性、施設更新時における行政補助の要件などを背景として、選果場の統廃合が企図され進んでいる。そこにおける論点は、運営コストの削減、合意形成に向けた取組・調整であるが、必ずしも計画的に選果場統合が行われる訳ではなく、歴史的に形成されてきた産地における選果場統合の問題点と多様性の実態を把握する必要がある。

愛媛県の果樹地帯における近年の産地再編構図は、選果施設の高度化と産地単位の生産量の減少に対応した共選の統廃合であり、農協単位に集約化が図られてきたが、共選単位の組織は並存しており、生産者の自己負担を原則とした共選運営も行われている。とはいえ、施設の更新時期を迎えて、共選単位の統合への対応が現実化している。そうした状況下で、地域における固有の問題も背景として共選の統合が行われた。具体的には、えひめ南農協の玉津共選と東宇和農協の明浜共選の選果場統合である。農協は異なるが隣接した地域である。

この2つの共選の統合が行われたのは2021年である。異なる農協の共選における統合であるため、全農愛媛県本部の仲立ちにより2019年から広域選果体制を検討するプロジェクト会が設立されている。広域選果を検討する必要性は、生産量の減少や施設の老朽化などの一般的な問題に加えて、明浜共選における深刻な集出荷量の減少とそれに伴う選果コストの問題があった。明浜共選では、共選を維持するための生産者が負担する費用が上昇し、生産者の中には共選への出荷を回避する傾向もみられ、集出荷量が減少し、そのことが販売単価の低迷につながってしまった。2019年度の温州みかんにおける精品の生産者手取りで比較すると、玉津共選と明浜共選では1kg当たり42円（販売単価差28円、選果経費差14円）の格差が生じていた。広域選果の検討会は、農協職員間による実務者レベルでの検討とそれぞれの共選における生産者協議会で繰り返し行われ、明浜共選が玉津共選の支部となる形で統合することになる。明浜共選管内の生産物は玉津共選のブランドとして販売され、集出荷の取り決めや共選運営に関わる諸経費負担は玉津共選の基準で行われている。明浜共選にとっては、独自の経費負担が残存するが、計算上は生産者の手取りは上昇するため、再び共選に出荷する生産者が増加することが見込まれた。しかし、2年間の結果からみると回復の実績は確認できない。

本報告では、統合した共選運営の現実的対応の難しさ、歴史的に形成されてきた果樹産地における産地運営の課題を、生産者および共選と農協の関係性からあらためて考察したい。

JA における再雇用職員の現状と課題

阿高あや（日本協同組合連携機構／東京大学大学院学際情報学府）

少子高齢化が進む中、人手不足は JA グループ内外を問わず極めて深刻な課題となっている。政府は 2021 年 4 月「高齢者雇用安定法」に 6 つの関連法を改正し、新たに「70 歳までの就業機会確保」を努力義務とした。これにより公務員の定年は 2031 年度に 65 歳定年へ移行予定となった。かかる中、JA 全中が実施した調査では「60 歳以降の雇用制度を『定年延長』とする」と回答した JA は 5%であった。現在の 60 歳定年制度における JA の給与水準は、年金を補完することを前提とするため、退職時の 1/2~1/3 程度に激減する JA が殆どである。

本来、今日的な労働力確保については、高齢者に限らず、女性、障がい者、外国籍者、出産・育児・介護・加療を要する者、高度な技術や能力を持つ者など、多様な人材を適材適所で活用するダイバーシティ経営の観点で議論しなければならない。その一丁目一番地は、JA にとって一番身近な定年再雇用職員の活用だと考える。このような課題意識で、2022 年度より JCA は JA 全中からの委託を受け、定年再雇用職員の活用状況に関する調査を開始した。

高齢世代は、農作業、自治会など地域活動、親の介護や孫の世話、自身の健康管理など、多様なタスクが想定される世代である。一方、組織事務局、支店長補佐、専門技術の指導など、現役時代に引き続きフルタイムで現役時代相当かそれ以上に働くことを望む職員もいる。しかし、実績ある職員も「先輩風を吹かせたくない」と遠慮したり、激減する所得と変わらぬ業務負担に葛藤したりするなど、再雇用後は力を持て余す傾向も多く見られた。

また、労使間のコミュニケーションや再雇用制度の不備が契機となって、自治体や民間企業や JA 系統内の他組織に人材を流出させる事例も多い。協同組合には専門用語や独自の理念や業務が多く存在する。また調査に協力頂いた殆どの再雇用職員から「JA や地域に恩返しをしたい」という趣旨の発言もなされた。このような人材を流出することは、JA 経営のみならず地域コミュニティの担い手の喪失にもなり兼ねない。以上を踏まえ、本報告では再雇用職員の活躍を阻害する要因を分析し、再雇用職員が活躍するための手立てを 2 つの実践事例から検討する。

JA ふくしま未来では、営農指導員の育成やマネジメント強化を目的に、再雇用職員による「営農指導員トレーナー制度」を設けた。2023 年度には、組合員組織の活性化対応、支店協同活動のサポート、組合員相談対応、拠点再編後の組織活動の支援、施設の維持管理や本店専任職などの業務を担う再雇用者に対し「主管職」を新設した。いずれも手当が付与される。

JA ぎふでは、再雇用職員に 5 つのコース（マネジメント、チャレンジ、プロフェッショナル、シニアメンター、シニアサポーター）を選択させ、職務も処遇も複線化した制度を構築した。中でも支店を再編した「ふれあいプラザ」には、プロフェッショナルコースの 8 名のプラザ長が協同活動や相談取次業務に従事している。

いずれの事例も、再雇用職員のモチベーションの維持・向上に配慮した制度設計となっており、JA のみならず他の協同組合における労働力不足の解決に与する取り組みといえる。

生産者協同組合の経営と有限責任制度 ——1852 年産業節約組合法の成立から 1862 年法改正まで——

松浦陽子

明治大学 政治経済学部

本報告の目的は、1852 年イギリス産業節約組合法（以下、1852 年法）の成立から 1862 年同法改正で協同組合が有限責任制度を導入するまでの生産者協同組合（以下、生産組合）の経営に着目し、生産組合経営における有限責任制度の意義を再考することである。

1852 年法の成立以降、多くの協同組合は、キリスト教社会主義者が友愛組合登記官の公認のもとに作成した 1852 年法の手引き（以下、手引き）¹を利用し、協同組合事業の執行を目的に、友愛組合から産業節約組合へ登記の変更を行った²。その大半は運動を牽引したロッチデール公正先駆者組合（以下、先駆者組合）の成功事例に倣い開設された協同組合店舗、つまり消費者協同組合（以下、消費組合）であった³。

実際、1852 年法は議会下院の強固な反対により協同組合への有限責任制度を認めず、規模の大きい綿製造などの生産事業に必要であった中産階級からの出資を抑制した。そのため、協同組合にとって店舗以外の事業展開は容易ではなかった⁴。

一方で、1852 年法下で生産組合の設立は消費組合と同様に認可を得ており、手引きは労働者階級の団結を求め、生産組合の創設を推奨した。先駆者組合も 1852 年法に準じ、1854 年に綿紡績業で生産組合を設立した。しかし、1862 年に定款で定めた被雇用組合員の「労働への利潤分配 (Bounty on labour、以下、労働報奨金)」が問題になったことから、組合は総会を開催した。総会の多数決（労働報奨金賛成：162、反対：755）で労働報奨金は廃止され、組合の経営は株主利益を追求する株式会社と変わらなくなった⁵。

1856 年には株式会社に、1862 年には協同組合へ有限責任制度が認められ、生産組合の資金調達問題は解決したかに見えた。しかしながら、1883 年の協同卸売組合 (Co-operative Wholesale Society) の年鑑（以下、1883 年CWS 年鑑）は 1850-1880 年における 224 もの生産組合の失敗事例を報告した⁶。

19 世紀中葉以降、協同組合制度化の過程で、消費組合の発展に対し、生産組合が低迷した理由と有限責任制度との関係を手引き、労働報奨金に関する総会の議事内容、1883 年CWS 年鑑を用いて解明する。

¹ Great Britain. (1853). *XV. & XVI. Vict. C. 31. The Act to leagalize the formation of Industrial and Provident Societies, with model rules for the formation of Co-operative Provident Societies*. London: Working Printer's Association.

² Cole, G. D. H. (1944). *Century of co-operation 1844-1944*, p. 119.

³ Patmore, G., & Balnave, N. (2018). *A Global History of Co-operative Business*, p. 55.

⁴ 松浦陽子 (2023) 「1852 年産業節約法の成立とイギリス協同組合—1850/51 年下院特別委員会報告書の分析を中心に」 『政治経済学研究論集』12, pp. 156-157.

⁵ Bonner, A (1961). *British Co-operation*, pp. 51-54.

⁶ Co-operative Wholesale Society. (1883). *Failures of Co-operative Productive Societies, 1850-1880. The Co-operative Wholesale Society's annual, almanack and diary, for the year 1883*, pp. 168-180.

韓国協同組合学会特別報告：

An Exploratory Study on Factors Affecting the Survival of Cooperatives in South Korea

LEE, Sang-Yun(Sungkonghoe University)

未来に向けて保存すること—組合運動における芸術・建築の役割

穎原澄子(千葉大学)

藤本貴子(法政大学)

木原進(株式会社梅ノ木文化計画)

伊丹謙太郎(座長・法政大学)

本テーマセッション(全体 120 分予定)では、農協建築家大高正人の足跡を通じて当時の農協運動の構想に迫りつつ、建築物を含む史資料を記録保存することの価値を考える。第1・第2報告では、史資料保存を通して“運動のアイデンティティ”を継承することの意義が建築史家と建築アーキビストより提起される。この2つの報告を受け、第3報告では、芸術家の協同組合結成という新しい試みと芸術という仕事が社会において果たす役割を捉え直される。セッションの最後には、十分に時間をとった全体討論も予定している。“未来への問い”として芸術・建築の運動論的価値を議論するセッションであり、広く組織・運動のアイデンティティに興味をもつ多様な協同組織役職員・研究者の参加を期待している。

【第 1 報告】多くの農協建築を手掛けた大高正人(1923-2010)は、東京帝国大学第二工学部同期で農林中金に勤めていた山名元と 1964 年に農協建築研究会を設立した。大高は、トップダウンではない組合員自身が主体的に関わる協同組合に期待し、農協系統組織を通じて農協建築建設の指導を行うなど、農村生活の近代化を目指した。研究会の活動は、地域のニーズに応じた施設設計をはじめ、農村住宅の相談にも応じ、新百合ヶ丘農住開発計画等へと広がる。しかし関わった 8 農協のうち 5 つはすでに現存しない。現代地域社会における歴史的建造物の利用価値をどう再発見していくのか議論する。

【第 2 報告】戦後の建築界を牽引した大高正人が設計し、1964 年に竣工した全日本海員組合本部会館の保存改修が 2022 年に決定された。建て替えも選択肢にあった本組合において、保存の方向を検討する契機となったのは、文化庁国立近現代建築資料館での大高正人資料のアーカイブ化と、展覧会の開催であった。保存にあたっては、組織沿革上の意義も再確認され、建築物を継承する上で所有者のアイデンティティや自負・自信が重要な役割を果たすということが指摘できる。建築アーキビストの立場から、記録や資料、建築物保存の価値を議論する。

【第3報告】アーティストをふくめた芸術従事者の多くは、組織に所属せずフリーランス、個人事業主として芸術活動をしている。慣習的に存在する不透明な契約で作品の売買や発注が行われる環境に対し、アーティスト自身が中心となって周囲を巻き込む事業体を組織し、既存の市場構造のオルタナティブを求めていくことが必要である。アーティストの制作や発表の過程、流通の仕組みなどを見ながら、芸術従事者の協同組合を設立し、地域コミュニティの中で活動環境を構築していく可能性を検討する。